

岩内町民プール条例 (平成3年6月17日条例第9号)

最終改正:平成26年9月19日条例第4号

改正内容:平成26年9月19日条例第4号 [平成27年3月31日]

別表

町民プール使用料

区分		一般	高校生	小学生 中学生	備考
個人		円 300	円 200	円 100	幼児は除く。 1人1回とする。
団体		250	150	50	団体は10人以上 1人1回とする。
回数券		2,900	1,800	700	1回券11枚綴りとする。
専用	全館	5,150	4,120	3,090	(1) 専用使用料金には、個人、団体使用料金を含まない。 (2) 専用使用料金は、1時間単位とする。 (3) コースを専用する場合、1コースを原則とするが、使用人数により3コースまで許可できる。
	1コース	3,090	2,060	1,030	
摘要	入場料、観覧料等これに類する料金を徴収して開催する興行的行為及び利益を目的とするものに対しては、本表に定める額の2倍をもつて使用料金とする。				